

第68号議案

府中市職員の給与に関する条例及び府中市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 8 月 3 1 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

災害時の職員の出勤に伴う諸手当の整備を行うため、所要の改正を行うものがあります。

府中市職員の給与に関する条例及び府中市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

(府中市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「宿日直手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第11条第1項中「もの」の次に「(第16条の2において「管理職員」という。)」を加える。

第16条の次に次の1条を加える。

(管理職員特別勤務手当)

第16条の2 管理職員が災害への対処により勤務時間等に関する条例第4条及び第5条の規定による週休日又は休日に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間等に関する条例第5条の規定により任命権者が週休日を変更したとき、又は勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により任命権者が休日の勤務に替えて代休日を指定したときは、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処により同項の規定による支給の対象となる日以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき12,000円を超えない範囲内で市の規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して市の規則で定める勤務をした管理職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき6,000円を超えない範囲内で市の規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。

第17条中「及び宿日直手当」を「、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当」に改める。

(府中市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第2条 府中市職員特殊勤務手当支給条例（昭和31年12月府中市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「において、緊急に出動し、対策作業に従事する」を「に出動する」に、「1件」を「日額」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。